
第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり

第2節 危険の防止

第3節 組織・人づくり

第4節 情報通信の整備

第5節 避難環境づくり

第6節 消防力の整備

第7節 応急対策のための環境整備

災害予防計画は、災害の発生に備えて、市及び防災関係機関が普段から実施する対策について定めたものである。

第1節 災害に強い都市づくり

災害が発生しても被害を最小限にとどめるためには、都市計画を防災の視点からとらえ、普段から災害に強い都市整備を実施する。この節は、市街地、道路・橋りょう、オープンスペースの整備等、災害に強い都市づくりについて定めたものである。各対策及び担当は次のとおりとする。

この節の対策	担 当	
	苫小牧市	関係機関等
都市計画	市民生活部危機管理室 総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課 都市建設部緑地公園課 都市建設部住宅課 上下水道部	
ライフライン施設の整備	上下水道部水道整備課 上下水道部水道管理課 上下水道部下水道計画課 上下水道部下水道建設課	北海道電力 NTT 苫小牧ガス
道路・橋りょうの整備	都市建設部道路維持課 都市建設部道路河川課	道路管理者
河川・海岸施設の整備	都市建設部道路河川課 都市建設部道路維持課 上下水道部	室蘭開発建設部 室蘭建設管理部 苫小牧港管理組合
港湾施設の整備		港管理組合
都市公園施設の整備	都市建設部緑地公園課	
防災公園の整備		

第1 都市計画

1 防災都市づくり

市全体を災害に強い都市にするために、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震・不燃化等、都市計画に防災の視点を反映させた次のような防災都市づくりを行う。

- (1) 都市公園、都市施設の適正な配置
- (2) 都市計画道路事業の実施
- (3) 優良宅地開発の促進
- (4) 道路、上・下水道等生活環境基盤の確保

2 市街地の整備

木造老朽建物が多い地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火活動も困難な場合が多い。また、地震が発生した場合には避難活動の支障となる。

そこで、地域の再開発に係る計画等を考える場合には、防災という観点から地区の居住環境、都市防災等への都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりと安全な避難路の確保を検討する。

3 火災の防止

「燃えにくい都市づくり」のため、建物が密集し、火災の危険が予想される地区に防火地域及び準防火地域指定を行う。

第2 ライフライン施設の整備

ライフライン施設や地下埋設管が地震により破損した場合、機能が麻痺する恐れがあり、その防止は極めて重要な課題である。そこで、次のような整備を行う。

施設等	対策
水道施設	過去の地震では、地盤の液状化等によって、普通铸铁管や塩化ビニル管の被害が大きかったため、耐震性の高いダクタイル铸铁管へ更新する。また、浄水場についても耐震性の向上を図る。
下水道施設	下水道施設は、震災時においても「公衆衛生の保全」「浸水被害の防除」といった役割を果たす必要がある。 そのため、震災による被害を最小限に留めるためにも、終末処理場やポンプ場、下水道管渠などの耐震性の向上に努める。
電気施設	電気施設は、過去の地震による教訓を生かして施設の耐震化に努め、設備の予防強化について措置を講じる。
電話施設	建築基準法による耐震設計を行っており、耐震設計目標は震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。また、震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。
その他の施設	危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生等を予防・軽減するための必要な安全措置に努める。

第3 道路・橋りょうの整備

道路及び橋りょうは、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有するため、道路及び関連施設の整備、橋りょうの維持・補修に努める。

1 道路の整備

避難所への避難経路、避難所と施設とを連携させる道路、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備推進を図る。

また、がけ崩れ等の補強を推進する。

2 橋りょうの維持・補修

橋りょうの点検を実施し、地震による地震動・液状化、津波等による防災対策上の安全性に配慮した橋りょうの補強を推進する。

第4 河川・海岸施設の整備

1 現況

浸水被害を防止するために、河川・海岸に関する各事業整備を推進し、総合的な治水対策及び津波対策を確立する。各事業整備を推進すべきか所は次のとおりである。

- (1) 水防区域
- (2) 高潮・高波・津波等危険区域
- (3) 市街地の低地帯の浸水危険予想区域
- (4) 土石流危険渓流区域
- (5) 急傾斜地崩壊危険箇所

2 計画

河川・海岸は、次の施策を推進し、大雨、河川の逆流等で浸水被害を受けやすい市街地の低地帯等の河川の改修整備や、海岸の高潮・高波・津波被害の防止対策を行う。

(1) 河川の施策

- ア 未改修河川の早期整備
- イ 下水道等污水处理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全
- ウ 良質な水の長期的な確保と水資源の整備
- エ 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実

(2) 海岸の施策

- ア 景観に配慮した海岸浸食対策事業の推進
- イ ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用

第5 港湾施設の整備

港湾は、緊急物資の輸送や避難者の輸送、救援活動などに重要な役割を果たす。また、被災による経済社会活動への影響を最小限に抑えるために、物流機能を確保する必要がある。

このため、防災拠点港湾として、耐震強化岸壁などの施設整備の促進に努める。

なお、耐震強化岸壁、緊急物資輸送の荷捌き等に利用するオープンスペースの概要は次のとおり。

耐震強化岸壁

港区	地区名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	機能
東港区	弁天地区	12	1	240	緊急物資等の輸送 国際物流機能の維持
西港区	本港地区	9	1	220	緊急物資等の輸送

広場・オープンスペース

港区	地区名	オープンスペース	第一次緊急輸送路までの緊急輸送路
東港区	弁天地区	中央ふ頭緑地 4.0ha (未整備)	臨港道路中央ふ頭幹線
西港区	本港地区	北ふ頭緑地 6.2ha (うち 2.6ha は未整備)	臨港道路西ふ頭中央線

第6 都市公園施設の整備

都市公園は、災害時の避難場所としての機能だけでなく、火災発生時には、延焼遮断帯としての機能を有している。都市計画によって、これらの機能を有した公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保に努める。

第7 防災公園の整備

苫小牧市は東西に長く市街地が形成されているため、市街地特性に応じた効率的、広域防災拠点・広域避難地の配置が必要である。現在、市街地が概成している西部・中央地区には、すでに広域防災拠点・広域避難地が整備されているが、東部地区については、土地区画整理事業に伴い、沼ノ端地区の人口が増加しているため、新たに拠点的な防災公園の整備に努める。

1 トキサタマップ公園（総合公園 面積 23.3ha）

市街地の東部に位置し、国道36号線に隣接するとともに、国道234号、国道235号、道央道苫小牧東インター、日高自動車道沼ノ端西インターにも至近距離にあり、陸路のアクセス確保が極めて容易であることから、災害発生時の救援活動拠点並びに物資輸送拠点として、広域防災拠点（緑ヶ丘公園）及び被災地との中継基地の機能を確保するため、地域防災拠点（仮称）の都市基幹公園整備に合わせて広域避難地として整備する。

2 勇の原公園（地区公園 面積 3.9ha）

苫小牧市街地東部のウトナイ団地内に位置する地区公園で、広域避難地となるトキサタマップ公園（予定）との連携により、団地内住民の避難地の機能を確保するため、防災公園整備に合わせて一時避難地として整備する。

第2節 危険の防止

地震発生時には、建物・ブロック塀の倒壊、火災発生、液状化による被害等を軽減する必要がある。この節は、建築物の耐震化、液状化対策、危険物施設の耐震化等の予防対策について定めたものである。

この節にある各対策及び担当は次のとおりとする。

この節の対策	担 当
建築物の耐震性の向上	都市建設部建築指導課
地盤の液状化対策	都市建設部建築指導課 上下水道部下水道計画課 上下水道部下水道建設課
危険箇所の対策	都市建設部建築指導課
危険物対策	消防本部予防室 消防本部警防課

第1 建築物の耐震性の向上

建築基準法、耐震改修促進法、その他の法律及び「苫小牧市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、主に次の対策を推進する。

- 1 災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を促進する。
- 2 耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため相談窓口を設ける。
- 3 建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。

第2 地盤の液状化対策

勇払川・安平川の低地、沼ノ端から新明町に至る住宅地は液状化の危険度が高いため、公共施設やライフライン施設を中心に、地盤改良等による液状化の発生防止、液状化が発生した場合における施設被害の防止等の対策を推進する。

第3 危険箇所の対策

- 1 かけ地、擁壁、ブロック塀等の崩壊・倒壊防止

崩壊防止・倒壊防止の対策は、原則として所有者・管理者等が行い、市は、関係法による規制指導や工法上の指導を行う。

 - (1) かけ地・擁壁等の崩壊防止

かけ地に建物や擁壁等を設ける施工業者への指導
 - (2) ブロック塀等の倒壊防止
 - ア 所有者及び管理者に対する倒壊防止の措置の指導
 - イ 所有者及び管理者に対する生け垣又はフェンスへの転換の促進
 - (3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の転倒防止の措置を講ずるよう指導を行う。
- 2 落下物の防止

地震発生時には、落下物による被害が出ることが予想されるため、次の点に留意して落下防止に努める。

(1) 屋外広告物に対する規則

- ア 広告塔、看板等の屋外広告物は、設置者に対し許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点から指導を行う。
- イ 市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラスや、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、改善指導を行う。

(2) 建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止

建築物等のタイル貼り仕上げの外壁の落下防止の指導を行う。

第4 危険物対策

危険物施設等の査察・指導を行い、事故・火災等の発生の予防に努める。

また、高圧ガス、毒劇物等は、引火性、爆発性、毒性などがあるため2次災害をもたらす可能性が高いので特に留意する。

1 高圧ガス

高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

2 毒物・劇物

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。また、営業者及び取扱い責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するように指導する。

3 石油等

石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導をし、法令に定める保安講習等により出火防止の推進を図る。また、緩衝地帯の整備等を推進する。

4 火薬類

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。

5 化学薬品等

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。また、事業所に対しても実態調査や安全対策の指導を推進していく。

第3節 組織・人づくり

災害時に、市及び市民が的確かつ効果的な行動を行うためには、日ごろから防災体制を整備することが必要である。この節は、市、防災関係機関、事業所等の組織づくり、知識の普及、防災訓練等について定めたものである。

この節の対策	担 当	
	苫小牧市	関係機関等
防災会議・防災関係機関	市民生活部危機管理室	防災関係機関 自主防災組織 各事業所
市民・事業所の組織	市民生活部危機管理室	防災関係機関 各事業所
ボランティア	福祉部	苫小牧市社会福祉協議会
防災訓練の実施	市民生活部危機管理室 消防本部 消防署 消防団	防災関係機関 自主防災組織 教育委員会 警察署
防災知識の普及	市民生活部危機管理室 総合政策部政策推進室秘書広報課 教育委員会 消防本部 消防署 消防団	防災関係機関 自主防災組織

第1 防災会議・防災関係機関

1 苫小牧市防災会議

(1) 苫小牧市防災会議の概要

苫小牧市防災会議は、次のような根拠・役割を持っている。

ア 設置の根拠等

(ア) 災害対策基本法第16条

(イ) 苫小牧市防災会議条例（昭和37年条例第25号）

イ 所掌事務

(ア) 地域防災計画の作成、実施の推進

(イ) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること

(ウ) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

(エ) 市の地域に係る重要事項に関し、市長に意見を述べること

(オ) 法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 防災会議の開催

市は、関係法令、条例、規定、要綱に基づき、苫小牧市防災会議を毎年開催し、災害対策について検討する。

2 苫小牧市災害対策本部

市は、災害時に的確な行動が取れるように、苫小牧市災害対策本部の動員・連絡方法について検討する。また、応急活動に対応する「マニュアル」については、必要に応じ作成を検討するとともに、防災関係機関等が作成する場合は連携を図る。

なお、組織については第3章第1節第1の9「災害対策本部の組織」を参照のこと。

3 防災関係機関

次の機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。また、整備にあたっては、市地域防災計画の定めるところと整合を図り、連携を強化する。

- (1) 指定行政機関
- (2) 指定地方行政機関
- (3) 指定公共機関
- (4) 指定地方公共機関
- (5) その他防災関係機関

第2 市民・事業所の組織

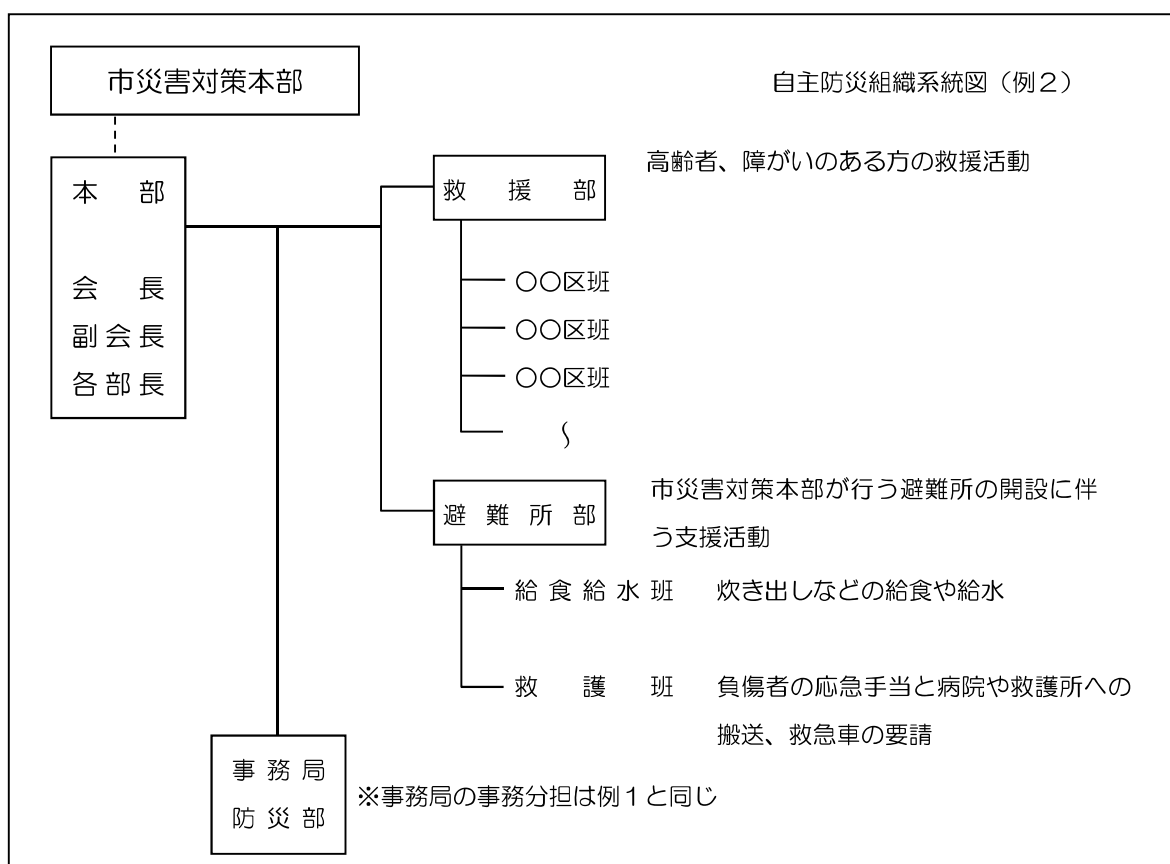
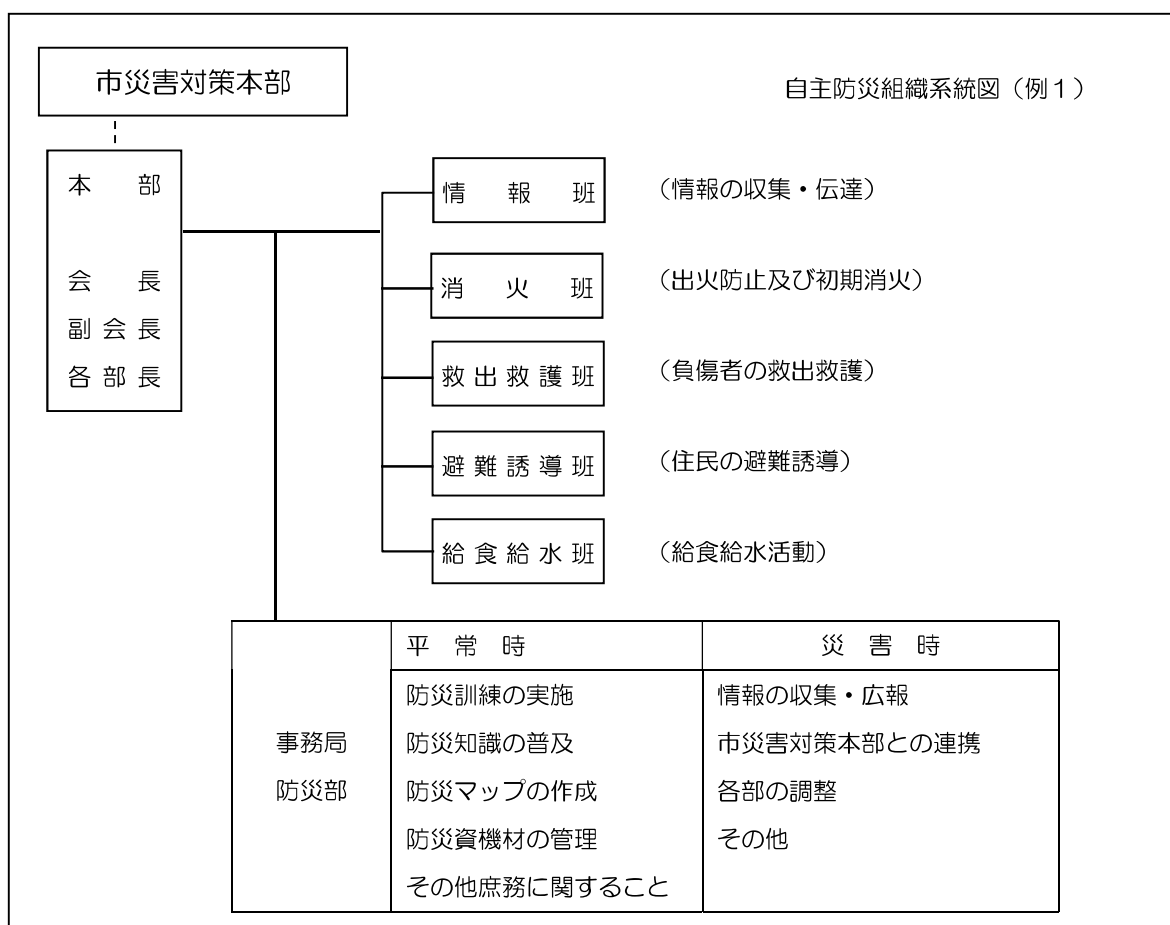
1 自主防災組織の結成

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。結成にあたっては、町内会等を単位とする。

2 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統と活動内容の例を次にあげる。

(1) 自主防災組織系統図(例)



(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動は、次のとおりである。これらの活動に対して指導・支援を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 避難所・避難場所の確認
- (エ) 地域の安全点検
- (オ) 要配慮者の把握
- (カ) その他防災に関し必要な活動

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の災害情報の収集・伝達
- (イ) 避難誘導（特に要配慮者）
- (ウ) 負傷者の救出救護
- (エ) 出火防止及び初期消火活動
- (オ) 避難所等運営の支援

3 事業所等の組織

事業所は、以下の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

－「消防法第8条」（防火管理者）の規定－

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権原を有するものは、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

－「消防法第36条」（防火管理者）の規定－

地震等の災害による被害の軽減のため、大規模・高層建築物の管理権原者は防災管理者を選任し、消防計画の作成、当該消防計画に基づく訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

－「消防法第8条の2の5」（自衛消防組織の設置）の規定－

一定の大規模、高層建築物等の管理権原者は、法令に定める基準に従って自衛消防組織を設置しなければならない。

自衛消防組織とは、当該建築物の従業員等からなる人的組織であって、一定の設備・資機材等を備え地震・火災等の災害時において、消防計画に定められた任務分担により、初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導、災害による被害の軽減を図るための組織。

このために自主的な防災組織と法令に基づく自衛消防組織を編成し、事業所内における安全確保のほか地域の自主防災組織と連携し、地域の安全に積極的に努めるものとする。

具体的な活動内容については、概ね次のとおりとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育及び広報
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
- (6) 救出及び応急救護対策
- (7) 災害応急対策に必要な資機材の確保
- (8) 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
- (9) 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保

第3 災害ボランティア

1 災害ボランティアの育成、確保

市及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう、日本赤十字社北海道支部、苫小牧市社会福祉協議会、ボランティア団体等との協力のもと、次のとおり平常時から環境づくりを行う。

(1) 苫小牧市社会福祉協議会

- ア 救援活動を行うボランティアの登録、把握
- イ 災害救援ボランティアの活動拠点の確保
- ウ ボランティア研修への協力

(2) 苫小牧警察署

ボランティア関係組織・団体との被災地における治安の維持等における連携の検討

(3) 日本赤十字社北海道支部

- ア 医療救護活動
- イ 救援物資の搬入・搬出、配分及び炊き出し等被災者への自立支援
- ウ 上記活動における防災ボランティアの養成、登録

2 一般ボランティアの主な活動内容

専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う、個人や団体、企業からの支援者である一般ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 車中や指定避難所以外の場所にいる被災者の状況把握とその情報収集、伝達
- (3) 災害応急対策の事務補助
- (4) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (5) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等）の支援
- (6) 災害応急対策物資・資材の仕分け、輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 清掃及び防疫の補助
- (9) 避難所運営の手伝い、防犯パトロール
- (10) 復興に係るコミュニティ作り等の側面支援

3 専門ボランティアの主な活動

専門的な資格及び知識や経験を持つ、個人や団体・企業からの支援の申し出があった場合、市及び関係機関などと十分な連絡調整を行い、効率的な救援活動を以下のとおり実施する。

種類	活動の内容
医師	救急医療、健康管理
看護師	応急処置、看護、健康管理
保健師・栄養士	安全衛生管理のアドバイス
介護職	高齢者、障がい者の介護
障がい者支援	手話・点字による案内、コミュニケーション支援
育児・学習支援	育児相談・一時保育、学習支援
外国人支援	通訳、翻訳、コミュニケーション支援
アマチュア無線技士	非常時通信、情報伝達
応急危険度判定士 ・被災地宅地危険度判定士	市と連携し、被災住宅の応急危険度判定等を実施

第4 防災訓練の実施

災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。

なお、訓練は災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善を検討する。

1 総合防災訓練

大地震の発生及び最大級の津波等を想定し、市、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会、その他の防災関係機関、要配慮者施設等の各施設管理者、ボランティア及び地域住民（自主防災組織、町内会等）が一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

訓練実施項目の一例を次に示す。

- (1) 災害対策本部設置・指揮統制訓練
- (2) 情報通信訓練
- (3) 火災防護訓練
- (4) 救出救助訓練
- (5) 広報訓練
- (6) 避難誘導（要配慮者等）訓練
- (7) 応急給水
- (8) 炊き出し
- (9) 緊急輸送訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 救援物資・災害備蓄品の配布・使用
- (12) 公共施設復旧訓練
- (13) ガス漏えい事故処理訓練
- (14) 災害偵察訓練
- (15) 図上訓練

2 地域防災訓練

自主防災組織・町内会等を単位とする訓練、複数の組織が連携した訓練を、それぞれ警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

訓練実施項目の一例を次に示す。

- (1) 出火防止
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 応急救護
- (5) 情報伝達
- (6) 給食給水
- (7) 図上訓練
- (8) 避難所運営訓練

3 市職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施する。

訓練実施項目の一例を次に示す。

- (1) 指令伝達
- (2) 防災行政無線（同報系・移動系）・情報伝達
- (3) 非常参集
- (4) 本部運営
- (5) 図上訓練
- (6) 実動訓練（避難所運営訓練等）

4 施設における訓練

小・中学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

5 事業所における訓練

事業所は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

6 消防訓練

大規模災害に備え、消防訓練を実施する。

(1) 消防本部（署）及び消防団

基本的な訓練は、消防計画に基づき実施する。

(2) 事業所及び住民

事業所及び住民の訓練は、「防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「救急医療週間」及び春・秋の「火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

第5 防災知識の普及

1 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、防災知識・役割の分担等を研修などを通じて実施する。研修は災害対策本部組織の各部班での具体的分掌を把握し、次の点に重点を置いて行う。

(1) 防災対策

- ア 災害対策活動の概要
- イ 防災関係職員としての心構え
- ウ 役割の分担
- エ 災害情報の収集、伝達の大要、報告書式の活用

(2) 災害知識

- ア 風水害、地震、津波等の自然災害に関する基礎知識
- イ 各災害に対する地域の危険予測（ハザード）

2 児童・生徒に対する防災知識の普及

教育委員会は、児童・生徒の避難、保護者、地震・津波災害の対応について防災教育を計画的に進め、防災に対する実践的な訓練を行う。

訓練実施時の留意事項を次に示す。

- (1) 学級活動、学校行事等教育活動を通じ、地震・津波の基礎的な知識及び地震・津波が発生したときの対応について指導する。
- (2) 地震・津波防災のための資料を作成・配布し、防災活動の徹底を図る。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に応急救護等の技能の習得を推進する。

3 市民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び町内会を通じ、地震・津波発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や

防災ハザードマップの配布、ビデオの上映、防災出前講座等の機会を利用して知識の普及を図る。普及すべき主な防災知識を次に示す。

- (1) 地震の基礎的な知識
- (2) 津波警戒に関する知識
- (3) 地震・津波発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (4) 指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路等避難対策に関する知識
- (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防等
- (6) 災害情報及び避難情報の種類、正確な入手方法
- (7) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の基礎知識
- (10) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (11) 過去に発生した災害の教訓、検証結果など

4 住民への周知

災害時に的確に避難できるよう、住民に次の方法で避難経路及び指定避難所・指定緊急避難場所の周知を行う。

(1) 周知方法

- ア 市の広報・ホームページ、新聞へ掲載
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等における周知
- ウ 避難所等における名称、方向等を表示した誘導標識の設置
- エ 防災出前講座等における周知
- オ ハザードマップ等の配布による周知

(2) 平常時の周知内容

- ア 地域の指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路等及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 建物の補強、家具を固定する。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- エ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- オ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- カ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- キ 災害危険予測（ハザード）の確認

(3) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ その場で火を消せる場合は素早く火の始末をして、火元から離れている場合は無理をしな

い。

- エ あわてて戸外に飛び出さず、扉を開けて出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を保ち、衛生に注意する。
- ケ ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- コ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
- サ 避難時のエレベーターの使用を避ける。
- シ 避難時には通電火災防止のため電気ブレーカーの遮断を行う。

(4) 運転者のとるべき措置

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに緩やかにスピードを落とす。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- ウ 停止後、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(5) 津波に対する心得

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、自主的にできるだけ高い場所、津波の浸水地域以外の安全な場所に避難する。
- イ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること。
- エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があるため、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、できるだけ高い場所、安全な場所に避難する。
- カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

- キ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、広報車などで入手する。
- ケ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず海浜等に近づかない。

第4節 情報通信の整備

災害時には、災害直後の被害の把握、情報連絡、対策の指示・伝達のために通信機器等の機能を確保することが重要である。この節は、災害時に備えた通信機器の整備、GIS（地理情報システム）の導入等について定めたものである。各対策及び担当は次のとおりとする。

この節の対策	担 当
通信機器の整備	市民生活部危機管理室、消防本部総務課、総務部総務課
従事者の確保	市民生活部危機管理室
GISの導入活用	市民生活部危機管理室

第1 通信手段の整備

災害時の被害情報などを収集し、被災者等へ情報を伝達する手段として、又は住民等に避難情報を伝達する手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール・登録型メール配信システムを含む）、衛星携帯電話など、多様な通信手段の活用・整備に努める。

市及び防災関係機関は、有線による通信手段が途絶した場合でも、市域の被害状況を的確に把握するため、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

なお、災害時における主な通信手段（機器）は以下のとおりとなっている。

通信手段等の整備状況と機能

種類	機能	種別
同報系防災行政無線	住民に対し、避難情報等の災害情報を伝達するための無線システム （市内西部に25基の屋外スピーカー設置及び防災行政ラジオを配布）	情報発信
苫小牧市防災情報サイト	市独自のピンポイント気象予報、雨量計、河川監視カメラ等のデータのほか、気象庁が発表する気象警報、土砂災害警戒情報、アメダス、衛星画像など、気象観測データ等を集約して公開。 また市からのお知らせとして、避難情報や被害情報等を掲載した総合防災情報サイト。	
苫小牧市防災メール	住民に対し、避難情報や気象情報等の災害情報を伝達するための登録型メール配信システム。	
テレホンサービス	住民に対し、市が発令した避難情報等を確認するた	

	めの電話サービス	
苫小牧市 公式フェイスブックページ	SNSが持つ情報拡散性等の特性を活用し、避難情報等の災害情報を公式フェイスブックページで配信。	
北海道防災情報システム	住民に対し、ホームページ及び携帯電話のメールを活用し、気象警報、地震、火山情報等を提供するシステム	
移動系防災行政無線	市本庁舎と各外部施設、避難所及び緊急車両などを結ぶ無線システム	情報収集 ・管理系
水防支援サービス	気象予測会社の気象コンサルティングにより、市の気象特性や過去の気象災害の分析を行い、水防対策支援情報をはじめとした必要となるコンテンツが提供されるシステム。	
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して受信するシステム	
緊急情報ネットワーク (Em-Net)	内閣官房が整備を進める行政専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、総理大臣官邸と地方公共団体で緊急情報の双方向通信を可能とするシステム	
総合防災情報共有WAN (北海道開発局)	大規模災害発生に備えて、道路、河川等の状況を、国・北海道・道内自治体で共有するシステム	
高所カメラ(市消防本部)	市本庁舎屋上に設置した高感度カメラ。24時間監視で火災・災害情報を把握するシステム	

第2 従事者の確保

- 1 無線従事者の確保
市職員の無線従事者の資格取得・無線従事者の増員を図る。
- 2 アマチュア無線の活用
地域の情報収集や本部との連携を図るため、地区別にアマチュア無線従事者の把握に努める。
- 3 非常無線通信の活用
災害により、防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法第52条に基づく他機関の非常通信の活用を図るため、平常時から利用可能な無線局を把握する。

第3 GIS各種支援システムの導入

防災に関する情報は、広範囲・多岐にわたり、特に防災拠点や被害地などの情報が重要となる。防災に関わる情報を位置（地図情報）と連動させ、処理するシステムとして、更には防災行政における情報基盤として、GIS（地理情報システム）の利用が注目されている。

そこで、GIS（地理情報システム）を導入して、災害時の情報収集や、地震直後に被害の程度を予測したり、被害者の収容可能な病院、避難所の検索等に各種システムを活用することを検討する。システムとしては、次のものがあげられる。

システム	概要
地震被害予測システム	気象庁の地震直後の震源情報や想定地震の震源モデルから地震発生直後の被害予測を行う。
被災情報収集システム	災害直後に管内の被災状況を収集し、集計を行う。
応急対策・災害復旧支援システム	被災情報の入手から災害の応急対策・復旧対策を総合的に支援する。

第5節 避難環境づくり

災害時には、災害の規模や状況に応じて、適切な避難活動と被災者の生活の場となる避難所の運営が重要である。この節は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定、避難所設備の整備、避難路等の指定等避難に関わる環境の整備について定めたものである。各対策及び担当は次のとおりとする。

この節の対策	担 当	
	苫小牧市	関係機関等
指定緊急避難場所・指定避難所の指定	市民生活部危機管理室	
避難体制の整備	市民生活部危機管理室 都市建設部 消防本部 教育委員会	警察署
避難所設備の整備	市民生活部危機管理室 都市建設部	

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定 ※1

指定緊急避難場所の指定にあたっては、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質のほか、耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがない等、安全性を勘案する。また、次の異常な現象ごとに、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

- | | | | | |
|------------|-----------------|----------|--------|--------|
| (1) 洪水 | (2) 崖崩れ・土石流・地滑り | (3) 高潮 | (4) 地震 | (5) 津波 |
| (6) 大規模な火事 | (7) 内水氾濫 | (8) 火山現象 | | |

※1 指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

2 指定避難所の指定 ※2

災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

※2 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで避難者を滞在させる、又は災害により自宅が倒壊、焼失等により自宅で生活できない避難者を一時的に滞在させる施設である。

(1) 対象

施設種類	避難対策班	備蓄品	開設の優先順位
小中学校・高等学校・大学・高等専門学校	予め担当を指定	備蓄庫に常備	1位
その他の施設 ※3	その都度指定	その都度供給	2位

※3 町内会館や災害時応援協定締結により指定した避難所。基本的に長期間の利用は想定していない。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の変更

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、施設の廃止、改築等により現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所の報告と公示

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に報告するとともに、公示する。

5 津波避難ビル等の指定

市有施設のほか、民間事業者等が所有する施設を、津波災害時に地域住民等が一時的に緊急避難・退避できる施設（避難所）として指定する。

6 指定避難所・指定緊急避難場所の調査

避難所・避難場所の調査として、次に掲げる項目を調査し、災害時の安全を図る。

- (1) 洪水、崖崩れ、土石流、内水氾濫、液状化、土砂災害、津波の危険性、地すべりの危険性
- (2) 延焼遮断効果
- (3) 建物の耐震性、入口の広さ・方向、面積

- (4) 給水・給食施設
- (5) ブロック塀・重量塀等の危険性
- (6) その他の避難所周辺の危険性、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

※資料編 指定避難所一覧

※資料編 指定緊急避難場所一覧

第2 避難体制の整備

1 避難路の指定

避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしていないものについては整備を行う。

- (1) 広い幅員があり、歩道が整備されている
- (2) 沿道に重量塀等の倒壊、看板等の落下の危険がない

2 避難計画の作成

震災時、津波災害時、風水害時、火山災害時の避難に対応する避難計画を作成する。

- (1) 災害の種別に応じた避難対策
- (2) 自主防災組織等による地域内での避難誘導體制
- (3) 避難場所の運営体制

第3 避難所設備の整備

避難所を開設する予定施設は、避難施設を良好に保つため、施設・設備に努める。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つため資機材の整備
- (2) 避難所における通信機器等施設の設備の整備
- (3) 避難生活に必要な物資等の備蓄
- (4) 要配慮者の利用を配慮した施設・設備
- (5) 女性の視点を生かした避難所運営の検討
- (6) 寒冷地を考慮した整備
- (7) 災害時避難者の通信手段確保として Wi-Fi 環境の整備（市内小中学校）

4 避難所の運営

あらかじめ管理運営について必要事項を定め、災害発生時等にすばやく避難所を開設し、避難者を収容・保護するとともに、災害対策本部との連携を図り避難生活における不安・動揺を鎮め、人心の安定を図ることを目的に避難所運営マニュアルを策定するものとする。

なおマニュアルに規定する主な事項は次のとおり。

- (1) 避難所の管理運営について

- (2) 避難所管理組織及び任務
- (3) 要配慮者への配慮事項
- (4) 男女の違いによる配慮すべき事項
- (5) 避難所運営における事前準備について
- (6) 災害の教訓・被災地支援を通して得られた教訓

第6節 消防力の整備

火災の消火や救出などの活動により被害を最小限にとどめるためには、消防力の整備指針に基づいて、消防力を強化、充実することが必要である。この節は、消防施設の整備、資機材の整備、消防水利の整備、消防団の強化について定めたものである。

この節の対策	担 当
●消防施設の整備	消防本部（署）
●消防資機材等の整備	消防本部（署）、消防団
●消防水利の整備	消防本部（署）、消防団
●消防団の強化	消防本部（署）、消防団

第1 消防施設の整備

震災に配慮した災害活動拠点としての消防庁舎等の整備を図るとともに、高機能消防指令センターを整備し、強固な通信基盤を構築する。なお、組織、消防力等については、苫小牧市消防計画によるものとする。

第2 消防資機材の整備

地震・津波災害対策として有効な救助工作車、救急車、特殊車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

※資料編 現有防災資機材等一覧

第3 消防水利の整備

震災時には、水槽設備の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない水利の配置計画及び消防水利の耐震化を図る。

1 耐震性防火水槽の整備

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性防火水槽の整備を推進する。

2 自然水利の活用

河川等の自然水利等の把握や、ため池等の農業用水利施設の消防水利としても有効なものを選定するなど、活用を図る。

3 民間水利の活用

家庭における風呂水、ビルの貯留水活用等について啓発・指導する。また、事業所等で、所有している消火栓の活用を図る。

第4 消防団の強化

災害時における消防団の整備・強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した車両、消防資機材等の整備を図る。

第7節 応急対策のための環境整備

災害時に医療救護、飲料水・食料等の供給、建物対策等、各種の応急対策を行うためには、日頃からそれぞれの対策についての準備が必要である。この節は、災害発生時に応急対策を的確かつ効果的に行うために、整備すべき環境整備について定めたものである。

この節の対策	担当	
●医療救護活動	市立病院	
●救命救助体制の整備	市民生活部危機管理室、福祉部、消防本部（署）、消防団、市立病院	
●緊急輸送の環境整備	市民生活部危機管理室、都市建設部	港管理組合
●水道水の確保	上下水道部	
●食料・必需品の備蓄	市民生活部危機管理室	
●協定締結の促進	市民生活部危機管理室	
●要配慮者対策	福祉部、総合政策部政策推進室秘書広報課	自主防災組織
●住対策	市民生活部危機管理室、都市建設部住宅課	

第1 医療救護活動

1 初動医療体制の整備

災害時の傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、道、医師会その他関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を促進する。

- (1) 医療救護体制及び医療救護班の編成計画を促進する。
- (2) 後方医療体制の整備、通信系統の拡充に努める。

2 医薬品・医療用資機材の確保

医療活動に必要な医薬品及び医療資機材等の確保について、保健所、病院、医師会に協力を求める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるので、収容医療機関を指定する。

第2 救命救助体制の整備

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するために、傷病者の程度に応じて優先順位を決定するようにマニュアルを作成する等、救命救助体制の整備を図る。

1 救急医療情報通信体制の整備

消防本部は、病院等の相互の情報通信機能を活用し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるように体制を整備する。

2 市民の救護能力の向上

消防本部は、市民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進する。

3 要配慮者に対する救命救助体制の整備

福祉部は、要配慮者の安全確保を検討し、避難計画の検討・必要な施設の整備とともに、自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。

4 消防団の救命救助活動能力の向上

消防本部は、消防団に対して、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

第3 緊急輸送の環境整備

1 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路を整備する。

対 策	内 容
陸上輸送の環境整備	市の緊急輸送路として、道の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路をあらかじめ指定する。
航空輸送の環境整備	災害時に自衛隊や道のヘリコプターが離発着する場として、臨時ヘリポートを指定する。また、設置予定地として指定する施設は、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。
海上輸送の環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した港の埠頭をあらかじめ把握する。 また、地震災害に備えた耐震強化岸壁等の整備を推進する。

2 緊急輸送のための措置

災害発生時に緊急輸送車両として使用する車両は、警察署を經由して道公安委員会に事前届出の申請を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

第4 水道水の確保

災害の中でも特に地震・津波災害時における飲料水・生活用水・医療用水は極めて重要なものであり、その確保に努める。

1 給水基準

最小限必要な水量として、発災から3日までは1人1日（飲料水3ℓ）、4日目から10日目までは（飲料水3ℓ＋生活用水17ℓ＝20ℓ）を確保するものとし、給水人口17万人を対象として考える。

また、医療用水については必要に応じて給水する。

【飲料水】	1人1日 3ℓ、給水人口が17万人として $3\ell \times 17\text{万人} \times 3\text{日} = 1,530\text{ m}^3$
【飲料水＋生活用水】	1人1日20ℓ、給水人口が17万人として $20\ell \times 17\text{万人} \times 7\text{日分} = 23,800\text{ m}^3$

※資料編 給水資機材及び備蓄状況一覧表

2 緊急貯水槽の整備

避難所に指定されている小学校等に、計画的に緊急貯水槽の整備を行う。

3 各家庭での飲料水の確保

水道管の破損によって給水が途絶した場合に備え、各家庭において次のように生活に必要な飲料水、生活用水を備蓄しておくよう周知に努める。

- 世帯人数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、3日分をポリ容器等に備えておく。
- 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水として使用できるようにしておく。

4 協力体制の整備

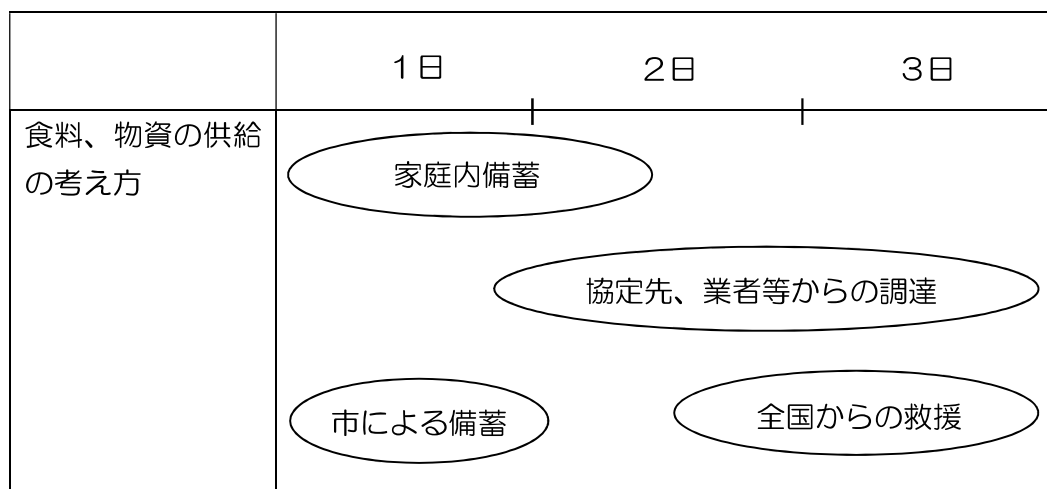
企業が所有する井戸等を消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。

第5 食料・必需品等の備蓄

災害時に必要な食料、生活必需品、応急活動用資機材等の確保のために、苫小牧市災害時備蓄計画に基づき備蓄体制を整備する。

(1) 整備目標

備蓄食料として、苫小牧市防災アセスメントの被害予測結果に基づき、り災世帯数 4,233 世帯、り災 9,410 人を基礎として、1日分（3食）の備蓄を検討する。



その他、次の資機材等の備蓄を推進していく。

- (1) 飲料水
- (2) 生活必需品
- (3) 燃料類
- (4) 救出用機材
- (5) 簡易組立トイレ
- (6) 暖房器具
- (7) 照明器具
- (8) 発電機
- (9) 避難所運営用資機材

2 流通備蓄の確保

災害時に全ての物資を備蓄品で供給するのは不可能である。そこで、大手スーパーなどと災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。

また、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

市内の防災用備蓄倉庫は、日の出公園内にある備蓄倉庫のほか、消防防災訓練センター、沼ノ端スポーツセンター、豊川コミュニティセンター、各小中学校等の公共施設等を利用している。

第6 協定締結の促進

1 物資等協定締結の促進

災害時の食料、医薬品等資機材等の調達について、関係団体、事業者と協力業務の内容や協力方

法等を取り決めた協定の締結に努める。

2 災害時応援協定の締結促進

各種事業所や団体等と、災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結等に努める。

第7 要配慮者対策

身体障がい者、知的障がい者、病弱者、高齢者、乳幼児、日本語を話さない外国人、地理に不安内な市外からの来訪者等を「要配慮者」という。

要配慮者の安全を確保するため、次のような基本施策を実施する。

- (1) 福祉サービス提供体制の確立
- (2) 要配慮者を支援する人材の確保と育成
- (3) 施設運用方法の確立と相談・支援体制の充実
- (4) 避難行動要支援名簿の作成及び避難行動要支援者支援計画の策定

1 社会福祉施設等における対策

施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織との連携について検討する。

- (1) 市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災訓練を実施する。
- (2) 平常時から地域住民との交流に努め、必要な体制づくりを進める。
- (3) 施設、設備の点検や避難に必要な施設・設備の整備・充実に努める。
- (4) 入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

2 在宅要配慮者への対策

在宅要配慮者の安全確保対策として、自主防災組織等の住民組織が中心となった地域ぐるみの支援体制づくりを促進する。

- (1) 独居老人世帯に対し、防災時における緊急通報システムの活用について周知を図る。
- (2) 地域住民に対して、災害時における要配慮者の安否確認、支援等を促す。

3 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全を確保するため、避難場所案内板等について、わかりやすい表記とするよう検討する。

また、広報紙、ガイドブック等を通じて、災害時の行動等を外国語で解説するよう検討する。

第8 避難行動要支援者名簿

避難について特に支援が必要な者を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で可能な限り情報を共有する。

1 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は以下のとおり

- (1) 消防本部
- (2) 警察
- (3) 自衛隊
- (4) 民生委員法に定める民生委員
- (5) 社会福祉法人法に定める社会福祉協議会
- (6) 町内会・自主防災組織など
- (7) その他市長が認めるもの

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者

- (1) 介護保険の要介護3以上の居宅生活者
- (2) 身体障害者（1・2）及び知的障害者（療育手帳A）
- (3) その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など）

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿作成に必要な個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前項に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個人情報入手方法

- (ア) 「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に定める個人情報を扱う業務支援システム
- (イ) 住民基本台帳
- (ウ) 自治会等で策定している災害時要援護者支援プランによる情報

4 名簿の更新に関する事項

可能な限り実態に即し、公平、的確な名簿作成に資するため、危機管理室と健康こども部及び福祉部が連携して定期的に更新するものとする。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

個人情報を適正に管理するための措置として以下のとおり対策を講じる。

(1) 漏えいを防止のするのための措置

市と個人情報の提供を受けようとする自主防災組織や町内会等との間で提供する個人情報の取扱い等に関する協定を締結する。

(2) 個人情報の安全管理

市は個人情報の提供を受けた自主防災組織や町内等が、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるために指導する。

6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者等が避難行動要支援者名簿を利用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、その情報伝達にあたっては以下のような点について配慮し行う。

(1) 高齢者や障がい者等にわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

(2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(3) 高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すなどの配慮をすること。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域全体で話し合い、ルールを決め、周知する。

避難支援等関係者等は可能な限り支援を行うが、助けることができない場合もあることを、避難行動要支援者に十分に理解してもらうように努める。

第9 住対策

1 応急危険度判定士の資格取得を促進する。

2 住宅の供給対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。また、仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を想定する。

3 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。